

申請に必要な添付書類

被扶養者資格の認定を行う場合、添付書類がその必要な要件を備えているかどうかの判断材料になります。また、被扶養者資格を喪失する場合でも、その喪失年月日の決定に必要なとなります。

主な添付書類を一覧表として掲載しておきます。しかし、これらの添付書類をもって認定しかねる場合は、さらに必要と思われる添付書類の提出を求める場合があります。

なお、一度提出された添付書類は、被扶養者資格の認定の証拠書類となるため、認定結果に関わらず返却できませんので、あらかじめご了承ください。

被扶養者認定関係添付書類一覧

添付書類	認定対象者	同居・別居を問わない者						同居が条件の者										
		配偶者	祖母	父母	子			孫・弟妹			義父母	兄弟	おい・めい			おおじ		
					18歳未満	18歳以上学生	18歳以上その他	18歳未満	18歳以上学生	18歳以上その他			18歳未満	18歳以上学生	18歳以上その他			
扶養認定対象者現況表																		
世帯全員の住民票記載事項証明書 (認定対象者が別居の場合、認定対象者の世帯全員の住民票記載事項証明書が必要)																		
所得証明書または納税者用の特別徴収税額通知書																		
社会保険の資格喪失証明書または国民健康保険証の写し																		
在学証明書																		
別居者	送金証明+送金計画書 戸籍謄本(写し)または全部事項証明書(写し)																	

「学生」の中には、英会話学校などの「民間教育施設」や海外の学校および夜間の学科・通信教育課程に在学・在籍する者は含みません。

上記の他、次のいずれかに該当する場合は、指定された書類を添付してください。

給与所得者の場合	雇用条件が明示された書類(写し) 給与等支払実績および支払見込証明書 給与支払明細書(写し)	傷病手当金受給者の場合	(例)支払通知書(写し)	
事業所得者の場合	確定申告書および収支内訳書(写し)	出産手当金受給者の場合	(例)支払通知書(写し)	
年金等受給者の場合	最新の年金額改定通知書(写し)または年金額裁定通知書(写し)、および直近の年金支払通知書(写し)など	18歳～60歳で未就労者の場合	働くことのできない理由を証明する書類	
退職者の場合	雇用保険関係書類	受給資格なし	退職証明書(事業主が無資格であることを証明したもの)	
		受給しない	離職票1及び2(写し)または資格喪失確認通知書(被保険者通知用)(写し)	
		受給する	受給資格者証(写し)(待期・給付制限期間中のみ認定)	
		受給終了	受給資格者証(写し)	
		受給延長中	受給期間延長通知書(写し)	
	退職金関係書類	退職所得の源泉徴収票(写し) 退職金がない場合はないことが確認できる書類	他に扶養義務者がいる場合	その者が扶養できないことを証明する書類
		結婚の場合	婚姻受理証明書または婚姻した年月日が証明できるもの	
		被保険者との続柄が不明の場合	戸籍謄本(写し)または全部事項証明書(写し)	
<p>その他注意事項</p> <p>1.配偶者が被扶養者に認定されていない場合は、配偶者についても所得を証明する書類を添付してください。</p> <p>2.父母等の認定については、どちらか一方の認定申請を行う場合においても、夫婦双方の所得を証明する書類を添付してください。</p> <p>3.健康保険組合が認定に必要と認めた場合は、上記以外にも書類の提出をお願いすることがあります。</p>				

記入例:「扶養認定対象者現況表」(40頁)・「住民票記載事項証明書」(41頁)・「退職証明書」(41頁)・
「被扶養者異動届」取得「1001」(38頁)